

第五十七号議案

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年六月十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（令和五年十一月江戸川区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表江戸川区立小・中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

審査体制等の変更に伴い、江戸川区立小・中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会を削除する必要があるので、本案を提出いたします。